

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時29-018	島根県	水草の堆肥再生 処理特区	<p>宍道湖及びその周辺河川では7～9月にかけ水草が繁茂し、管理者（国県市）が回収・処理にあたっている。</p> <p>回収した水草は、一般廃棄物に該当するため市の焼却施設や最終処分場で焼却・埋立しているが、多量に発生した場合、これらの施設では処理しきれないため、回収できないまま繁茂・腐敗し、悪臭を伴って環境や景観の悪化を招いている。</p> <p>このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく再生利用認定制度の対象に水草を加え、堆肥再生を行う民間施設（産業廃棄物処理施設等）で処理できるよう施設設置及び処分業の許可手続きの規制を緩和し、水草の再生利用を促進することにより、周辺環境や景観の保全並びに産業振興を図っていく。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律における再生利用認定制度において、対象となる廃棄物は環境省告示で指定されており、この中に水草は含まれていない。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8、第15条の4の2</p>	<p>構造改革特別区域計画の認定制度において、水草を再生利用認定制度の対象に加え、本県に特別区域を設けたうえで水草の堆肥再生を可能となる措置を講じていただきたい。</p>	環境省	<p>再生利用認定制度の対象となる廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第6条の2に規定されており、通常の保管状態の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによってその生活環境の保全上支障が生じるおそれがあるものについては、対象とならない（同条3号）。</p> <p>なお、御提案の事業については、施行規則第2条の3第1号に基づく市町村の委託や、施行規則第2条の3第2号に基づく再生利用指定制度により、一般廃棄物処分業の許可が不要となる制度の活用を検討いただきたい。</p>
随時29-019-04	長崎県	【ながさき農林業・ 農山村活性化特区】 被害対策が困難な有害鳥獣の捕獲、追払い等の促進	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長崎県の諫早湾干拓地では大型機械を活用した先進的な大規模農業が展開されているが、農地と渡り鳥の飛来地、営巣地が近接しているため、農作物への食害が近年、急増している。 ●食害への対策として、夜の見回り等による追払いは労力負担が大きく、吹き流し等の設置などを行っているものの、鳥類による被害への効果的な防止策がない。 <p>【事業の実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自己の所有農地における有害鳥獣（主にカモ類）の捕獲について、一部の猟法、猟具の使用制限を解除し、被害対策が困難な有害鳥獣の捕獲推進を図る。 ●日中及び目視範囲内に限定されているドローンの飛行制限を緩和し、有害鳥獣の追払いや、上空からの赤外線センサーでの生息状況把握や追跡によって新たな捕獲法の構築等を行うなど、有害鳥獣対策としてドローンの有効活用を図る。 	<p>●「つりばり」又は「とりもち」を使用する猟法は、鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止されている。また、「かすみ網」は使用禁止猟具とされており、鳥獣の捕獲等の目的で所持することが禁止されている。</p>	<p>●鳥獣保護管理法第12条第1項第3号、第16条第1項</p>	<p>●自己の所有農地における有害鳥獣（主にカモ類）の捕獲について、都道府県知事の許可に基づき、被害発生期間に限定した上で、一部の猟法、猟具（とりもち、かすみ網等）の使用制限を解除できるようにする。</p> <p>※ただし、誤って捕獲した有用な鳥獣を逃がすことや安全確保のための捕獲技術等にかかる研修受講を義務付ける。</p>	環境省	<p>つりばり又はとりもちを使用する猟法については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第12条第5項に基づき、都道府県知事から同法第9条第1項の許可を受けた者は、同法第12条第1項第3号の規定による禁止にかかわらず、当該許可による捕獲等を行うことができることとされており、現行において対応可能である。</p> <p>かすみ網を使用した鳥獣の捕獲等については、法第9条第1項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第80条に基づき、地方環境事務所長の許可を受ける必要があるが、許可を受ければ、かすみ網を用いた捕獲は可能である。</p> <p>しかし、かすみ網は、鳥類が網の存在を認知できずにかかり、捕獲されるように作られているものであり、捕獲の許可を受けていない鳥類等を捕獲した場合、法第8条に抵触する可能性があるため、慎重に検討していただきたい。</p> <p>以上を踏まえ、個別の捕獲許可申請については、各許可権者に相談いただきたい。</p>